

◀ 「VBA 法人税確定申告書」システムの法人税申告書・別表について ▶

「VBA 法人税確定申告書」システムのデータ入力用フォーム、表示と印刷用のエクセルのシートの説明になります。
令和05年版システムは、令和05年4月1日から令和06年3月31日までの間に終了する事業年度に対応します。
資本金または出資金が1億円超の大法人の法人税と地方法人税の電子申告の義務化には対応していません。

■ 「VBA 法人税確定申告書」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

システムのメインメニュー

法人税 確定申告書 令和05年版		VER 4.80 法人名
令和05年4月1日以後開始事業年度		システム有効期限 令和06年3月31日終了事業年度
開始	システム設定	データの削除・ファイル保存と読込処理
編集	データの編集	法人税確定申告書・別表・法人地方税データの入力
表示	シートの表示	法人税確定申告書・別表・法人地方税データの表示
印刷	シートの印刷	法人税確定申告書・別表・法人地方税データの印刷
ヘルプ	システム説明	システムの使用方法の説明と注意事項(PDF)
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報
終了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理

○ 「開始」

使用者データの登録、データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○ 「編集」

法人税・地方法人税確定申告書、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書のデータの登録と編集を行います。

○ 「表示」

法人税・地方法人税確定申告書の別表1から別表16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書の Excel ワークシートを表示します。

○ 「印刷」

法人税・地方法人税確定申告書の別表1から別表16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書の Excel ワークシートを印刷します。

○ 「ヘルプ」

システムの使用方法や法人税と法人地方税の計算について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○ 「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○ 「終了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。
データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2021/2019//2016 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 05 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 06 年 3 月 31 日終了事業年度までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのままです入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

Excel2013 2010 2007 2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2003 での動作の保証はできませんし Excel2003 用ファイルは公開していません。

マイクロソフト社による Excel2007 のサポートは平成 29 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2013 2010 2007 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは soft-j.com のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては soft-j.com の銀行振込のご案内またはベクターシェアレジを利用することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<http://soft-j.com/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<http://soft-j.com/soukin.html>

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ 「VBA 法人税確定申告書」システムについて

このシステムは、法人の決算書データから法人税確定申告書の別表 1 から別表 16 及び適用額明細書と地方税申告書の第 6 号様式から第 20 号様式を作成します。

資本金または出資金が 1 億円超の法人の事業税の外形標準課税と地方税の課税標準の分割計算には対応していません。また連結事業年度の決算と納税の計算には対応していません。

■ 「VBA 法人税確定申告書」で対応している申告書と別表、明細書 ファイル名 [hojin0504.xlsb](#) [hojin_hyo0504.xlsb](#)

別表一	各事業年度の所得に係る申告書－内国法人分
別表一	各事業年度の所得に係る申告書・次葉
別表二	同族会社等の判定に関する明細書
別表三 (一)	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書
別表三 (一) 付表	特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書
別表四	所得の金額の計算に関する明細書 (簡易様式)
別表五 (一)	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
別表五 (一) 付表	種類資本金額の計算に関する明細書
別表五 (二)	租税公課の納付状況等に関する明細書
別表六 (一)	所得税額の控除に関する明細書
別表六 (二)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書 (表のみ)
別表六 (二の二)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書 (表のみ)
別表六 (三)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書 (表のみ)
別表六 (六)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書 (表のみ)
別表六 (六)	付表 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書 (表のみ)
別表六 (七)	特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書 (表のみ)
別表六 (十)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書 (表のみ)
別表六 (十一)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書 (表のみ)
別表六 (十二)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費の額の計算に関する明細書 (表のみ)
別表六 (十三)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における基準年度比合算売上金額減少割合等の計算に関する明細書 (表のみ)
別表六 (十七)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (表のみ)
別表六 (二十六)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書 (表のみ)
別表六 (二十六)	付表一 給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書 (表のみ)
別表六 (二十六)	付表二 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書 (表のみ)
別表七 (一)	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書
別表八 (一)	受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八 (一) 付表	支払利子等の額及び受取配当等の額に関する明細書
別表十一 (一)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十一 (一の二)	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十四 (二)	寄付金の損金算入に関する明細書
別表十五	交際費等の損金算入に関する明細書
別表十六 (一)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六 (二)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表十六（四）	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
別表十六（六）	繰延資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六（七）	少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書
別表十六（八）	一括償却資産の損金参入に関する明細書
別表十六（十）	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書（表のみ）

適用額明細書 租税特別措置法の適用を受ける事項と適用する条項及び適用額

■ 「VBA 法人地方税申告書」で対応している申告書と明細書 ファイル名 hojin_tih0504.xlsb

第六号様式	都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書
第六号様式別表四の三	均等割額の計算に関する明細書（東京都）
第六号様式別表九	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
第十号様式	課税標準の分割に関する明細書（都道府県民税・事業税）

第二十号様式	市町村民税の確定申告書
第二十二号の二様式	課税標準の分割に関する明細書（市町村民税）

法人事業税・特別法人事業税の課税標準分割税額計算書
 法人都道府県民税の課税標準分割税額計算書
 法人市町村民税の課税標準分割税額計算書

■ OCR 法人税確定申告書と適用額明細書への印刷について

令和 05 年版では法人税確定申告書と適用額明細書の印刷について、税務署から郵送または税務署窓口で入手できる OCR 確定申告書と適用額明細書になっています。
 国税庁ホームページからダウンロードできる PDF 確定申告書又は適用額明細書への直接印刷は、EXCEL の「ページ設定」の「拡大縮小印刷」から 96%から 98%に縮小（お使いのプリンターにより縮小比率が違います。）と上下左右の余白を調整してから印刷してください。

■ 令和 05 年版システムの修正事項について

・令和 05 年 4 月 1 日以後終了事業年度(令和 05 年 4 月 30 日決算)からの別表 1、別表 1 次葉、別表 8(1)、別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(7)、別表 6(17)、別表 6(26)、別表 6(26)付表 1、別表 6(26)付表 2 などの様式改正に対応しました。

- ※ 法人税額の特別控除の明細書はバージョンアップで対応することがあります。
- ※ 適用額明細書は、国税庁ホームページで法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が公開されてからの対応になります。
- ※ 資本金又は出資金が 1 億円超の法人の法人税と地方法人税及び事業税外形標準課税は対応していません。
- ※ 資本金又は出資金が 1 億円超の大法人の法人税と地方法人税及び消費税と地方消費税の電子申告の義務化は対応していません。

■ 令和 04 年版システムの修正事項について

- ・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの別表 1 次葉、別表 16(1)、別表 16(2)、別表 16(4)、別表 16(6)の様式改正に対応しました。
 - ・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの第 6 号様式と第 20 号様式の様式改正に対応しました。(「税額控除超過額相当額の加算額」を追加。)
 - ・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの法人税額の特別控除の明細書の様式改正に対応しました。
 - ・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの適用額明細書の租税特別措置法の条項と区分番号に対応しました。
 - ・別表 4 でお使いのプリンターにより△の下部が印刷されない不具合を修正しました。
 - ・第 6 号様式と第 20 号様式で提出年月日のフォントを縮小しました。
- ・令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの税制改正による別表 1(1)、別表 1 次葉、別表 4、別表 5(1)、別表 5(2)、別表 7、別表 8(1)、別表 8(1)付表、別表 14(2)、別表 15 などの改正に対応しました。

- ※ 法人税額の特別控除の明細書は、国税庁ホームページで全様式が公開されてから対応になります。
- ※ 適用額明細書は、国税庁ホームページで法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が公開されてからの対応になります。

■ 令和 03 年版システムの修正事項について

- ・別表 1 次葉の地方法人税の税率 10.3%の改正に対応しました。
- ・地方法人特別税の廃止と特別法人事業税の創設に対応しました。
- ・法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税の改正に対応しました。

《ご注意》

令和 03 年版から事業年度（課税期間）をリストから選択するように変更して 12 か月の事業年度（課税期間）に対応します。新規に設立または事業年度を変更した法人は 12 か月の月数を変更してください。これは直接入力した事業年度（課税期間）が申告書や内訳書に連動しないというユーザー様のご意見で修正しました。

別表 1 は「別表一 各事業年度の所得に係る申告書－内国法人分」となり「普通法人（特定の医療法人を除く。一般社団法人等、みなし公益法人等又は人格のない社団等）」と「普通法人等以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人」の計算をすることになりましたが、このシステムは普通法人の計算のみに対応します。

■ 令和 02 年版システムの修正事項について

1) 令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税の別表 1(1)、次葉、別表 3(1)、別表 4、別表 7(1) 及び法人事業税と都道府県民税の第 6 号様式の変更に対応しました。

2) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の地方法人税（国税）の改正について

税制改正により、法人住民税法人税割の税率を 5.9%引き下げる（都道府県分を 3.2%から 1%の 2.2%、市町村分を 9.7%から 6%の 3.7%それぞれ引き下げる）とともに、地方法人税（国税）の税率を 5.9%（引下げ分相当）引き上げることとされます。

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の地方法人税（国税）の税率 **10.3%**（現行 4.4%）

※ 中小法人の年 800 万円以下の所得に係る法人税率を 15%に軽減する措置は、2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長されています。

3) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人道府県民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から標準税率は、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年 1,500 万円以下の法人に適用されます。

標準税率 法人税額 × **1.0%**（現行 3.2%）

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から超過税額は、上記以外の法人に適用されます。

超過税率 法人税額 × **1.8%**（現行 4.0%）

4) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人事業税の改正と特別法人事業税の創設及び地方法人特別税の廃止について

・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割及び収入割に限る）の税率の改正がされます。（特別法人と収入金額課税法人の税率は省略）

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の普通法人の所得割の標準税率

所得金額 年 400 万円以下 **3.5%**（現行 3.4%）

所得金額 年 400 万円超年 800 万円以下 **5.3%**（現行 5.1%）

所得金額 年 800 万円超 **7.0%**（現行 6.7%）

超過課税を適用している都府県の法人は税率が違います。

超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税の税率改正と同時に、地方法人特別税が廃止されて特別法人事業税が創設されます。（特別法人と収入金額課税法人の税率は省略）

特別法人事業税の税率

所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等 所得割額の **37%**

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人 所得割額の **260%**

5) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人市町村民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、法人市民税で 3.7%、法人県民税で 2.2%、法人税割の税率が引き下げられるとともに、地方法人税（国税）の税率が引き上げられます。

これにより、地方税法で定められている法人市民税（法人税割）の標準税率及び制限税率が改正されます。

標準税率 法人税額 × **6.0%**（現行 9.7%）

制限税率 法人税額 × **8.4%**（現行 12.1%）

● **事業年度による法人税計算の推移（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人）**
 1年決算法人の場合ですので、事業年度を変更した1年未満の法人は計算が違います。

令和元年4月1日以後開始する事業年度 R01.9.1～R02.8.31 まで	令和元年10月1日以後開始する事業年度 R01.10.1～R02.9.30 から
普通法人の法人税の税率 800万円以下の部分 15% 普通法人の法人税の税率 800万円超の部分 23.2%	
地方法人税（国税） 4.4%	地方法人税（国税） 10.3%
道府県民税法人税割 3.2%～4.0% 都民税法人税割 12.9%～16.3%（東京23区） 事業税所得割 3.4% 5.1% 6.7% ※ 事業税所得割 3.65% 5.465% 7.180%（東京都） ----- 地方法人特別税 43.2% 廃止	道府県民税法人税割 1.0%～1.8% ※ 都民税法人税割 7.0%～10.4%（東京23区） 事業税所得割 3.5% 5.3% 7.0% ※ 事業税所得割 3.75% 5.665% 7.480%（東京都） ----- 特別法人事業税 37% 創設 -----
市町村民税法人税割 9.7%～12.1%	市町村民税法人税割 6.0%～8.4%

- ※ 道府県民税の法人税割で、山梨県は資本金の額又は出資金の額が1億円以下で期末の従業員総数が300人以下の法人は標準税率の1.0%になります。静岡県はすべての法人が標準税率の1.0%になります。
- ※ 法人事業税（都民税法人税割）について超過課税を適用している都府県の法人は税率が違います。超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

令和元年4月1日以後開始する事業年度	令和元年10月1日以後開始する事業年度
標準税率 3.4% 5.1% 6.7%	標準税率 3.5% 5.3% 7.0%
神奈川県 3.638% 5.457% 7.169%	神奈川県 3.71% 5.618% 7.420%
愛知県 3.55% 5.319% 6.988%	愛知県 3.65% 5.519% 7.288%
上記以外 3.65% 5.465% 7.180%（東京都含む）	上記以外 3.75% 5.665% 7.480%（東京都含む）

■ **令和元年版システムの修正事項について**

- 平成31年4月1日以後に終了する事業年度の別表1、次葉、別表3(1)、別表4、別表3、別表7(1)の変更に対応しました。

- 別表一 各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人分
- 別表一 各事業年度の所得に係る申告書・次葉
- 別表三（一）特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書
- 別表四 所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）
- 別表七（一）欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

《**ご注意**》

別表1は「別表一 各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人分」となり「普通法人（特定の医療法人を除く。一般社団法人等、みなし公益法人等又は人格のない社団等）」と「普通法人等以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人」のどちらかの計算をすることになりますが、このシステムは普通法人の計算のみに対応します。

■ **平成30年版システムの修正事項について**

- 平成30年4月1日以後に終了する事業年度の別表1(1)、次葉、別表4、別表3、別表7(1)の変更に対応しました。
- 平成30年4月1日以後に開始する事業年度（平成31年3月31日決算）では、所得金額の800万円超の法人税率が23.4%から23.2%に変更に対応しました。

■ 平成 29 年版システムの修正事項について

- 1) 平成 29 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の別表 1(1)、同次葉、別表 4、別表 3、別表 5(1)、別表 5(2)、別表 6(1)、別表 7(1)の変更に対応しました。
- 2) 利子及び配当を計算する別表 6(1) 所得税の控除に関する明細書の付表を削除しました。
- 3) 法人都道府県民税の利子割額の明細書を削除しました。

● 事業年度による法人税計算の推移（主なもの）

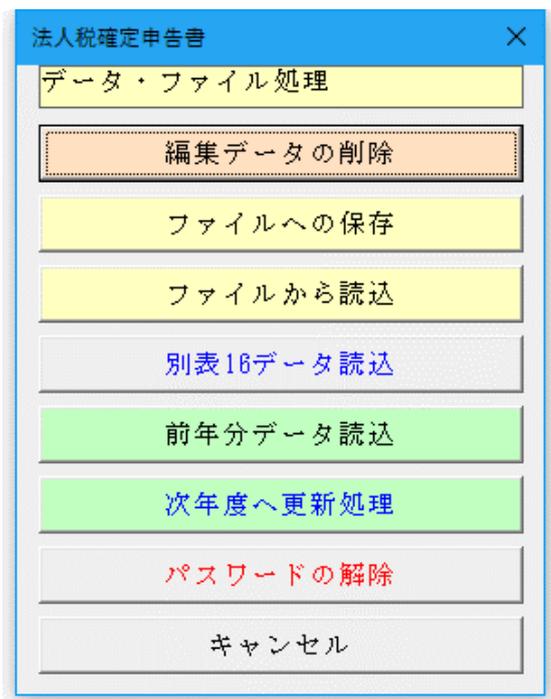
1 年決算法人の場合ですので、事業年度を変更した 1 年未満の法人は計算が違います。

平成 28 年 4 月 1 日以後開始する事業年度 H28.04.01～H29.03.31 から H30.03.01～H31.02.28 まで	平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度 H30.4.1～H31.3.31 から
普通法人の法人税の税率 800 万円超の部分 23.4%	普通法人の法人税の税率 800 万円超の部分 23.2%
地方法人税（国税） 4.4%	
道府県民税法人税割 3.2%～4.0% 都民税法人税割 12.9%～16.3% （東京 23 区内） 事業税所得割 3.4% 5.1% 6.7% ※ 地方法人特別税 43.2% 市町村民税法人税割 9.7%～12.1%	
欠損金及び災害による損失金の繰越控除 平成 29 年 4 月 1 日以後開始事業年度から 100 分の 55 相当額（大法人のみ） ※	

- ※ 法人事業税（都民税法人税割）について超過課税を適用している都道府県の法人は税率が違ってきます。（宮城、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫）
- ※ 平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度から損失金の繰越控除は 100 分の **50** 相当額（大法人のみ）になります。平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度から欠損金の繰越期間は **10** 年になります。

■ 「開始」メニューとシステム設定

「開始」メニューからユーザーデータの登録からシステムの初期設定を実行します。



○ 編集データの削除

全ての編集中的数据を一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ 別表 16 データ読込

「VBA 法人税減価償却費」で作成した別表 16 の CSV ファイルのデータを読込処理します。

○ 前年分データ読込

前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルから法人税申告と地方税申告のデータを読込みます。

○ 次年度へ更新処理

当期の法人税申告書のデータから翌期の法人税申告書の開始データを作成します。

○ パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード（ライセンスキー）の解除が必要です。

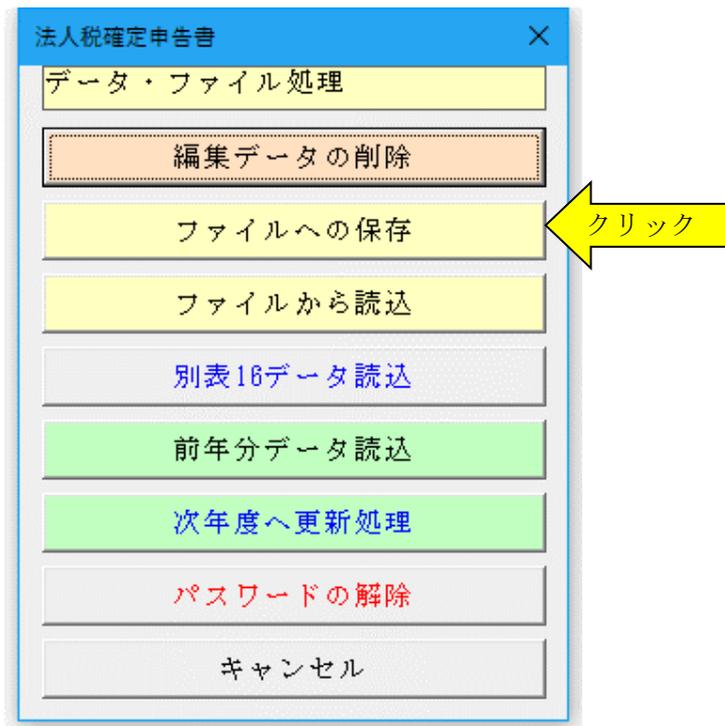
《「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップとデータの移行について》

ここでは「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

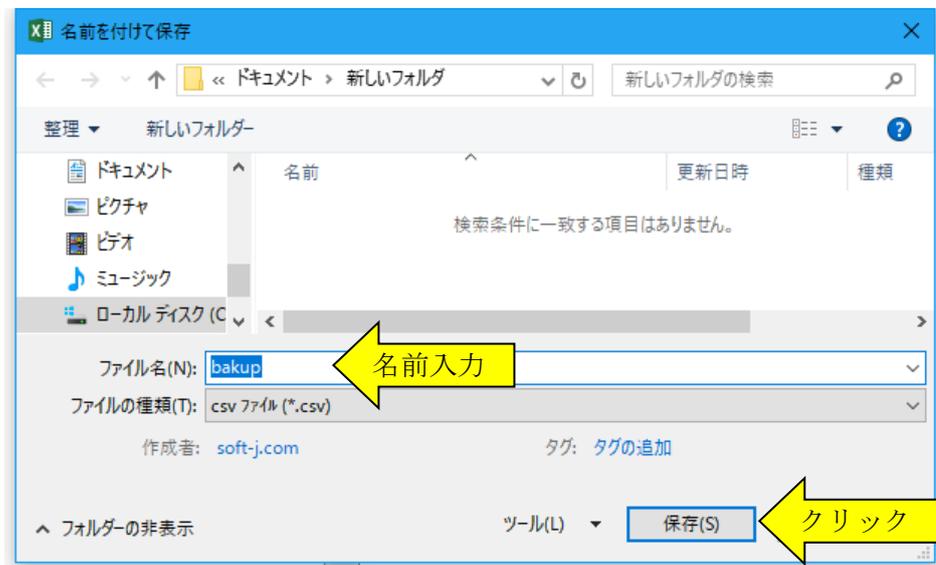
■ 「VBA 法人税確定申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくと管理しやすくなりま

す。

■ 「VBA 法人税確定申告書」のダウンロードとパスワード(ライセンスキー)の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

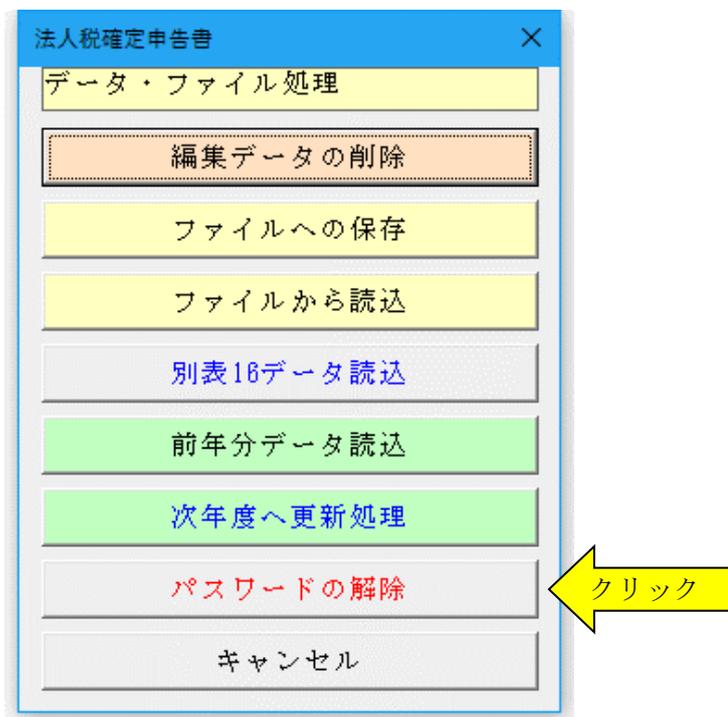
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

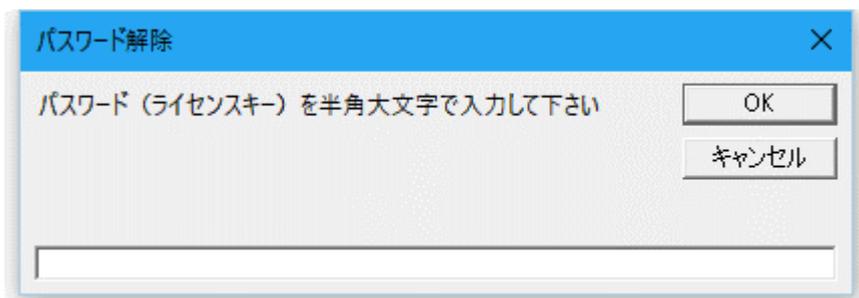
■ システムのパスワード (ライセンスキー) を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード (ライセンスキー) を入力してください。

パスワード (ライセンスキー) は、使用される年度により異なりますのでご注意ください。



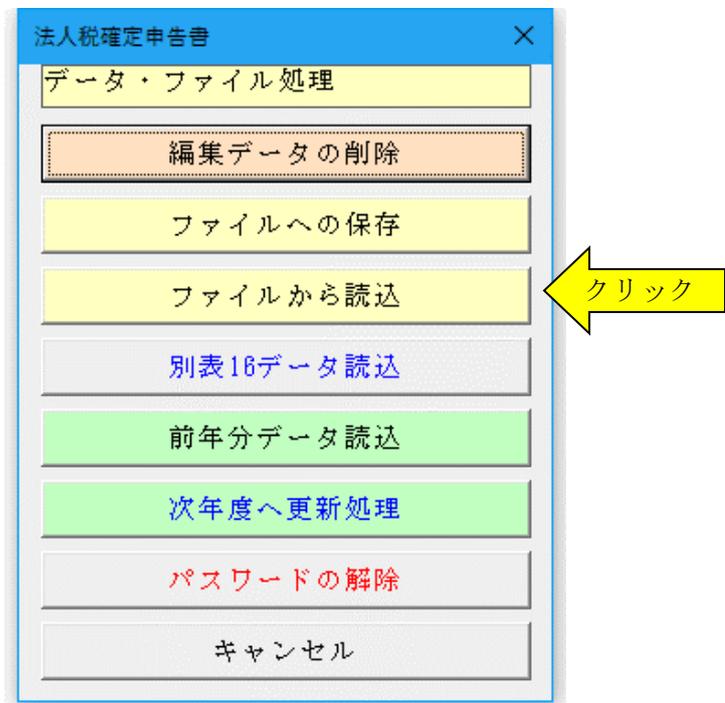
入力したパスワード (ライセンスキー) 正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。



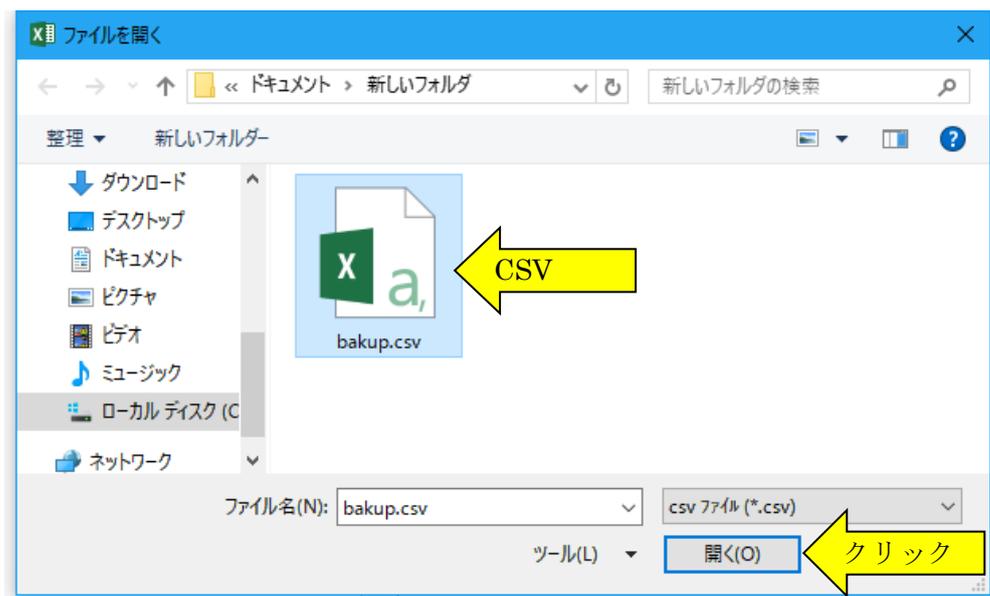
■ 「VBA 法人税確定申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。

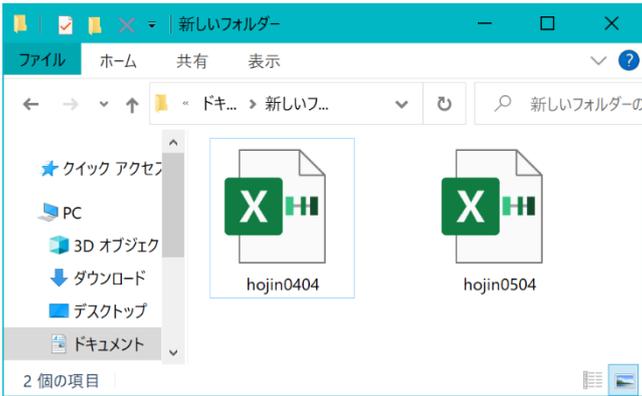


2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。



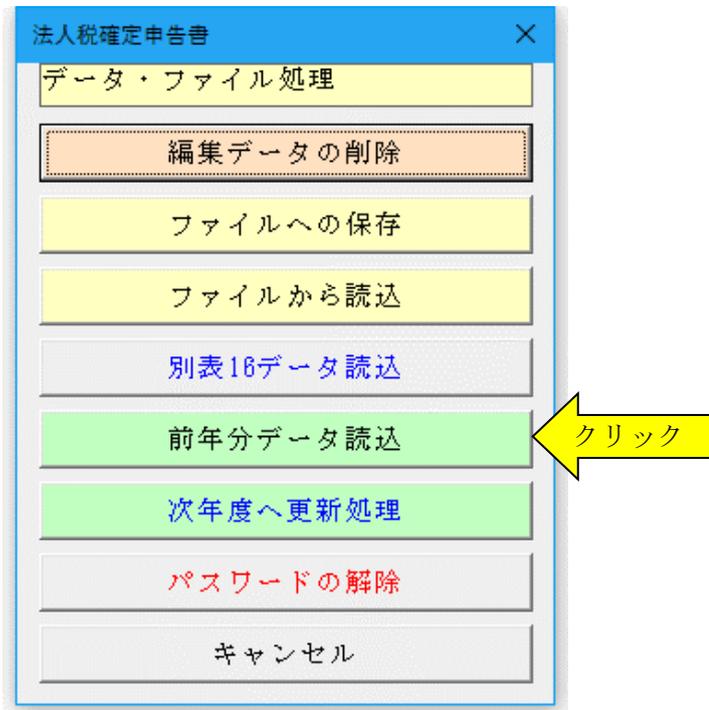
■ 「VBA 法人税確定申告書」の「前年分データの読込」について

■ 前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルとのデータ連動の手順について



「VBA 法人税確定申告書」の前年版のファイルと本年版ファイルを連動してデータを移行します。

データの移行処理を実行するには、前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルと本年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルと同じフォルダにおいて本年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルを開いてください。

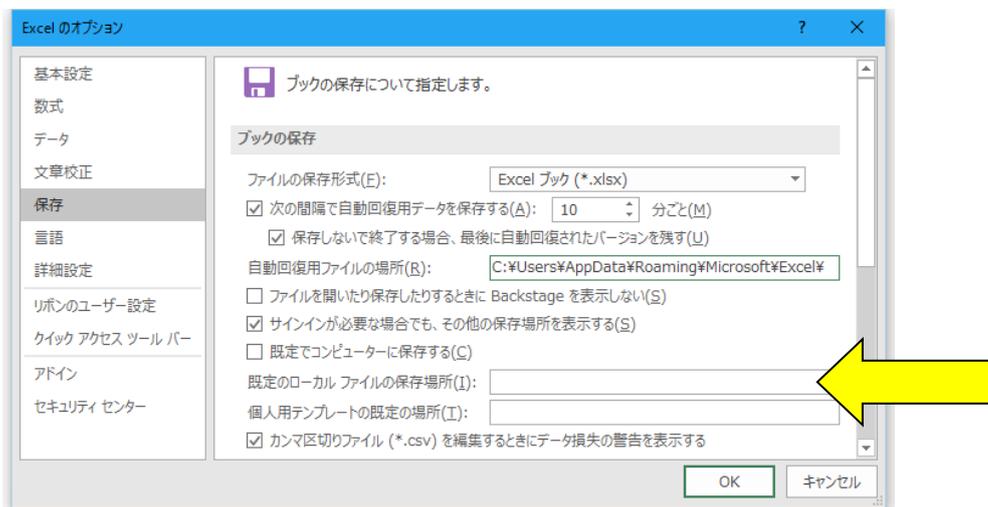


本年版の「VBA 法人税確定申告書」の「開始」メニューから「前年分データ読込」ボタンをクリックすると自動的に前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルからデータを転送します。

この処理を実行すると、前年分と本年分のデータはまったく同じ状態になっています。

《データ移行についてのご注意》

「VBA 法人税確定申告書」の Excel のカレントフォルダにあると、Excel は同じフォルダにあるファイルではなくてカレントフォルダのファイルからデータの移行を実行してしまいます。



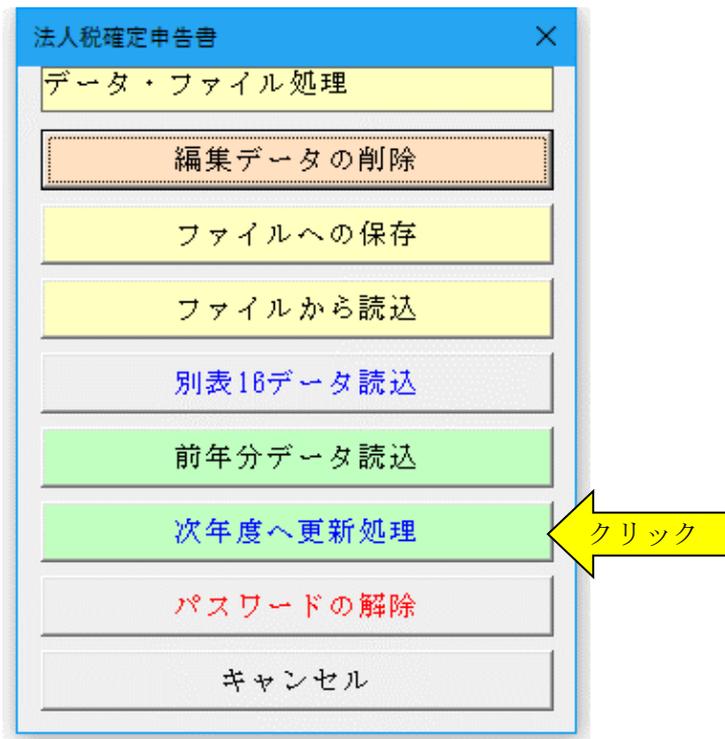
Excel のカレントフォルダは、「Excel のオプション」の「保存」の「既定のローカルファイルの保存場所」です。

このフォルダに ZIP ファイルを解凍後の空の前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルがあると、このファイルに対してデータ処理を実行しますので、データの移行が正常にできません。

Excel は最初にこのフォルダから下のファイルを検索して開きます。

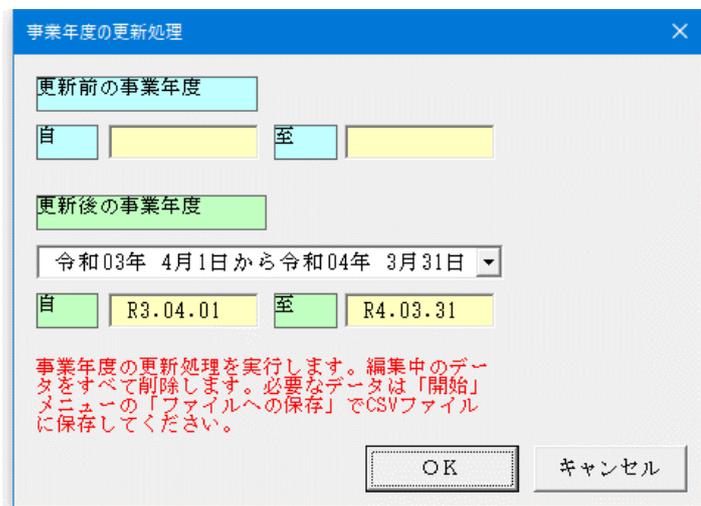
■ 「開始」メニューと次年度へ更新処理

「開始」メニューで前年分のファイルから本年分のファイルヘデータを移行する手順について



○ 事業年度の更新処理を実行する

「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度のデータを作成します。



「次年度への更新処理」を実行した場合は、別表7の繰越損失に注意してください。

損失が発生した事業年度により繰り越すことのできるのが9年と10年場合があります。

別表7(1)の一番上の損失金額は、本年度が最後になり翌年には繰り越すことのできない金額になります。

詳しくは国税庁ホームページを参考にしてください。

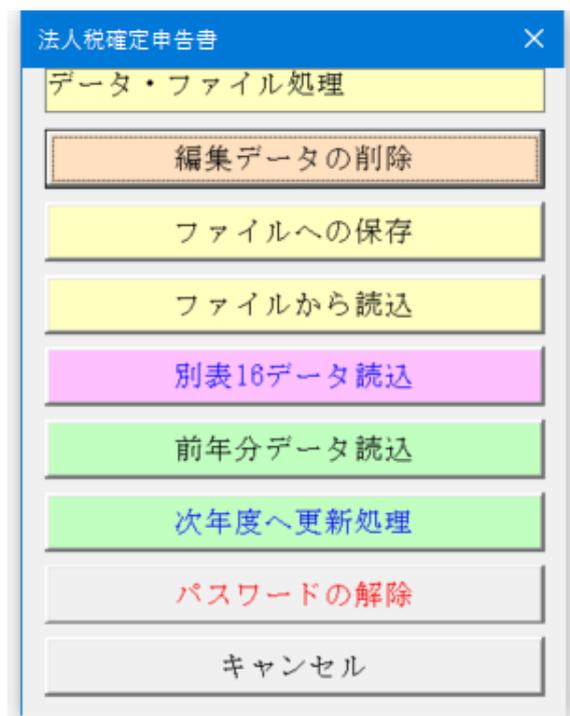
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5762.htm>

平成30年4月1日以後開始事業年度から欠損金の繰越期間は10年になります。

○ 前年の「ファイルへの保存」と今年の「ファイルから読込」を利用してもデータの移行ができます。

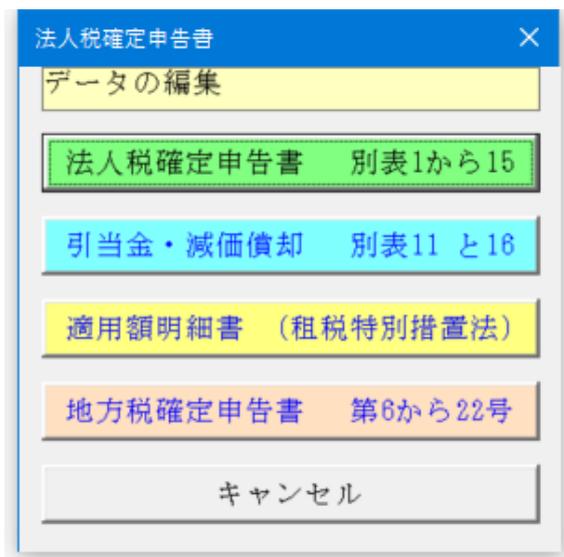
前年のデータを「ファイルの保存」メニューで CSV ファイルに保存してから、その CSV ファイルのデータを本年分の「ファイルから読込」メニューでシステムに復元することもできます。

- 1) 前年の「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルに書き出します。
(CSV ファイル名は自由に付けることができます。)
- 2) 今年の「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読込みます。
この処理を実行すると、前年と今年のデータはまったく同じ状態になっています。
- 3) 今年の「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度のデータを作成します。



■ 「編集」メニューと入力用フォーム

■ 「編集」のメニュー



法人税確定申告書

データの編集

法人税確定申告書 別表1から15

引当金・減価償却 別表11と16

適用額明細書 (租税特別措置法)

地方税確定申告書 第6から22号

キャンセル

○ 「法人税確定申告書 別表1から15」のメニュー



法人税確定申告書

データの編集

法人名・事業年度等 別表1(1)

株式・同族会社の判定 別表2

留保金額の税額計算 別表3(1)

所得の金額の計算 別表4

利益積立金額の計算 別表5(1)

租税公課の納付状況 別表5(2)

法人税額の特別控除等の計算明細

換算式のチェック 別表5(1)

所得税額の控除 別表6(1)

外国税額の控除 別表6(2)

欠損金の損金算入 別表7(1)

受取配当の益金不算入 別表8(1)

外国配当の益金不算入 別表8(2)

寄附金の損金算入 別表14(2)

交際費の損金算入 別表15

データ入力の終了

○ 「引当金・減価償却 別表11と16」のメニュー



法人税申告書

データの編集

個別評価貸倒引当金 別表11(1)

一括評価貸倒引当金 別表11(1_2)

定額法の減価償却明細 別表16(1)

定率法の減価償却明細 別表16(2)

リース期間定額法明細 別表16(4)

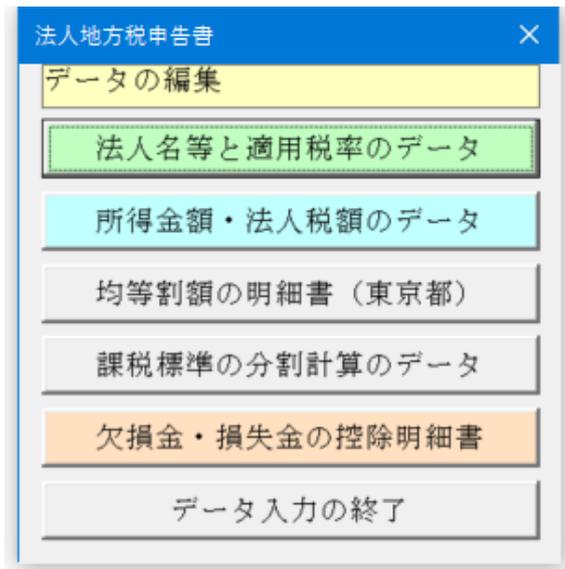
繰延資産の償却費明細 別表16(6)

少額減価償却資産明細 別表16(7)

一括償却資産の明細 別表16(8)

データ入力の終了

○「法人事業税・特別法人事業税、法人都道府県民税・法人市区町村民税」のメニュー



■ 別表一 各事業年度の所得に係る申告書—内国法人分

申告する会社の法人名、代表者、住所、経理責任者などの基礎情報を入力します。

「株式会社」と「有限会社」の場合は「普通法人、一般社団法人等、人格のない社団等」にチェックを付けます。

資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の 1 社又は複数の法人等の 100%子法人のために「非中小法人等」に該当する法人は、「非中小法人等の区分」にチェックを付けます

平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より法人番号の記載が必要になります。

別表 4 で算出された課税標準である所得金額に法人税法の税率を乗じて法人税額を計算します。

- ① 期末資本金額 1 億円以下の法人（中小企業者等）
 - ・ 所得金額 800 万円以下の部分 15%
 - ・ 所得金額 800 万円超の部分 23.2%
- ② 期末資本金額 1 億円超の法人等
 - 所得金額の 23.2%

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）より地方法人税の税率が 4.4%から 10.3%に改正されます。

別表1 法人名・事業年度データの登録

法人名・代表者氏名 | 事業年度・申告区分 | 還付する金融機関

還付を受けようとする金融機関等

銀行名

支店名

預金種類

口座番号

郵便局名

貯金番号

○ K キャンセル

源泉徴収された所得税額や中間納付した法人税額が還付となる場合に、還付先の金融機関を入力します。

この他に

「別表1 (2) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書」と

「別表1 (3) 各事業年度の所得に係る申告書—外国法人分」があります。

別表二 同族会社等の判定に関する明細書

別表2 同族会社・特定同族会社の判定

同族会社・特定同族会社の判定 | 株主氏名・株式数の明細

同族会社の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	0	その他の株主等の上位1順位の株式数又は出資の金額	0
	上位3順位の株式数又は出資の金額	0	株式数等による判定 %	0.0
	期末現在の議決権の総数	0	議決権の数による判定 %	0.0
	上位3順位の議決権の総数	0	議決権の数による判定 %	0.0
	期末現在の社員の総数	0	社員の数による判定 %	0.0
	社員が3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	0	特定同族会社の判定割合	0.0
	社員の数による判定 %	0.0		
	同族会社の判定割合	0.0		

同族会社・特定同族会社の判定には必ずチェックして下さい。

同族会社・特定同族会社の判定

特定同族会社

同族会社

非同族会社

○ K キャンセル

法人が「同族会社」に該当するかどうか、「特定同族会社」に該当するかどうかの判定を行う明細書です。

この明細書の判定により、「特定同族会社」に該当する場合には留保金課税などが適用されます。

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人は、「特定同族会社」には該当しません。

別表2 同族会社・特定同族会社の判定

同族会社・特定同族会社の判定 | 株主氏名・株式数の明細

順位	住所又は所在地	氏名又は法人名	判定基準となる株式数	株式数又は出資の金額等
株式数	議決権		議決権の総数	議決権の総数
1	0		本人	0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0
0	0			0 0 0 0

○ K キャンセル

「期末現在の発行済株式数又は出資金額」は、出資金額は金額を入力しますが、発行済株式数は株式数を入力してください。

「判定基準となる株主等の株式数等の明細」は、「順位」「住所」「氏名」「続柄」などを入力します。株主の1人及び同族関係者の所有する株式数又は出資金額の合計が最も多い株主グループを3グループまで記載します。自己株式の場合はその判定に含まれません。

「特定同族会社」とはその会社の発行済株式数等の50%超を1株主グループ以下の株主が所有する法人です。

別表五（一） 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

別表五(1) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書のデータ入力

[利益積立金額の計算] | 資本金等の額計算 | 種類資本金の計算 |

区 分	期首現在利益積立金額	当期中の減	当期中の増	翌期首現在利益積立金額
利益準備金	1,256,500	0	350,000	1,606,500
別途積立金	6,500,000	0	2,000,000	8,500,000
賞倒引当金	125,000	125,000	120,000	120,000
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
	0	0	0	0
繰越損益金	852,850	852,850	4,887,950	4,887,950
納税充当金	3,100,000	3,100,000	1,718,800	1,718,800

未取還付法人税 0 0 0 0
 未取還付都道府県民税 0 0 0 0
 未取還付市町村民税 0 0 0 0

繰越損益金は「前期繰越利益」金額と「次期繰越利益」金額を入力します。
 納税充当金の金額は別表5(2)の「納税充当金の計算」から転記されます。

○ K キャンセル

会計上の利益剰余金をもとに、法人税法の調整を行って利益積立金額が算出されます。

前事業年度の申告資料から「期首現在利益積立金額」を入力します。

最初に前事業年度の「差引翌期首現在利益積立金額」の金額をそのまま入力します。

「当期中の増減」を入力すると「差引翌期首現在利益積立金額」が計算されます。

別表五（二） 租税公課の納付状況等に関する明細書

別表五(2) 租税公課の納付状況等に関する明細書のデータ入力

[法人税・地方法人税] | 道府県民税 | 市町村民税 | 事業税・地方特別税 | その他損金算入 | その他損金不算入 |

税目及び納付年度	期首現在未納税額	当期発生額	充当金取崩しによる納付	仮払い・経理による納付	損金経理による納付	期末現在未納税額
前々期	0	0	0	0	0	0
前期	0	0	0	0	0	0
前納分 H27.10.01	1,986,000	0	1,986,000	0	0	0
前納分 H28.09.30	0	0	0	0	0	0
当期中間分	0	893,700	0	0	893,700	0
当期確定分	0	804,300	0	0	0	750,700
地方法人税 中間	0	0	0	0	0	0
地方法人税 確定	0	77,000	0	0	0	74,700

年月日データはH28.12.31のように入力します。 地方法人税は平成28年10月1日以後に開始する事業年度（平成27年9月30日決算の法人）より課税されます。

繰入額	取崩額	期末納税充当金
期首納税充当金	3,100,000	0
損金の額に算入した納税充当金	1,718,800	0
繰入額の計	1,718,800	0
法人税額等	2,457,100	3,100,000
事業税	642,900	1,718,800
取崩額の計	0	0
期末納税充当金	0	1,718,800

当期確定分の法人税・地方法人税、事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税を「損金の額に算入した納税充当金」として計上するには合計額を直接入力して下さい。

○ K キャンセル

この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

法人税・住民税・事業税等の納付状況を事業年度ごとに入力します。

地方法人税は平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 27 年 9 月 30 日決算法人）より課税されます。

納付に関する経理処理は「充当金取崩しによるもの」「仮払経理によるもの」「損金経理によるもの」があり該当欄に入力します。

納税充当金により繰入・取崩しの場合には「納税充当金の計算」欄に入力します。

別表五(2) 租税公課の納付状況等に関する明細書のデータ入力

[法人税・地方法人税] | 道府県民税 | 市町村民税 | [事業税・地方特別税] | その他損金算入 | その他損金不算入 |

税目及び納付年度	期首現在未納税額	当期発生額	充当金取崩しによる納付	仮払い・経理による納付	損金経理による納付	期末現在未納税額
前々期	0	0	0	0	0	0
前期	0	0	0	0	0	0
前納分 H27.10.01	642,900	0	642,900	0	0	0
前納分 H28.09.30	0	0	0	0	0	0
当期中間分	0	157,000	0	0	157,000	0

繰入額	取崩額	期末納税充当金
期首納税充当金	3,100,000	0
損金の額に算入した納税充当金	1,718,800	0
繰入額の計	1,718,800	0
法人税額等	2,457,100	3,100,000
事業税	642,900	1,718,800
取崩額の計	0	0
期末納税充当金	0	1,718,800

当期確定分の法人税・地方法人税、事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税を「損金の額に算入した納税充当金」として計上するには合計額を直接入力して下さい。

○ K キャンセル

別表十六（一） 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表16(1) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

〔旧定額法資産〕 [備考欄データ]

旧定額法又は定額法	1	2	3	4	5
資産の種類	建物	建物	無形償却資産		
償却資産の構造					
償却資産の種目	事務所	倉庫	特許権		
取得年月日	H18.05.23	H24.08.12	H19.04.13		
事業の用に供した年月	H18.05	H24.08	H19.04		
耐用年数	34	17	8	0	0
取得価額又は製作価額	42,580,000	20,872,000	3,000,000	0	0
圧縮記録の積立金計上額	0	0	0	0	0
差引取得価額	42,580,000	20,872,000	3,000,000	0	0
期末現在簿簿記載価額	30,231,040	20,153,858	750,000	0	0
期末現在の積立金の額	0	0	0	0	0
積立金の期中取崩額	0	0	0	0	0
差引帳簿記載金額	30,231,040	20,153,858	750,000	0	0
損金計上当期償却額	1,148,120	718,344	376,000	0	0
前期繰越償却超過額	0	0	0	0	0
償却額計算の基礎となる金	31,380,160	20,872,000	1,126,000	0	0
平成19年度					
残存価額	4,258,000	0	0	0	0
差引取得価額×5%	2,128,000	0	0	0	0
償却額計算の基礎金額	38,304,000	0	3,000,000	0	0

前頁へ 次頁へ 前後のページに移動します。

減価償却額(又は合計額)の入力ができます。減価償却額の自動計算には対応していません。

データクリア 保存 キャンセル

この明細書は、減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の途中で事業の用に供したのものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載します。

別表十六（二） 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表16(2) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

〔旧定率法資産〕 [備考欄データ]

旧定率法又は定率法	1	2	3	4	5
資産の種類	建物付機設備	建物付機設備	建物付機設備	車両運搬具	車両運搬具
償却資産の構造					
償却資産の種目	電気設備	給排水設備	エレベータ	乗用車	商用車
取得年月日	H18.04.12	H18.04.12	H23.08.04	H22.07.12	H24.12.08
事業の用に供した年月	H18.04	H18.04	H23.08	H22.07	H24.12
耐用年数	15	15	15	6	6
取得価額又は製作価額	10,780,000	8,234,000	7,394,000	5,580,000	2,458,000
圧縮記録の積立金計上額	0	0	0	0	0
差引取得価額	10,780,000	8,234,000	7,394,000	5,580,000	2,458,000
期末現在簿簿記載価額	3,187,583	1,707,777	6,154,611	848,088	2,185,182
期末現在の積立金の額	0	0	0	0	0
積立金の期中取崩額	0	0	0	0	0
差引帳簿記載金額	3,187,583	1,707,777	6,154,611	848,088	2,185,182
損金計上当期償却額	528,203	282,838	1,233,877	808,615	272,838
前期繰越償却超過額	0	0	0	0	0
前期繰越償却不足額	0	0	0	0	0
償却額計算の基礎となる金	3,728,788	1,890,418	7,388,488	1,454,713	2,458,000
平成19年度					
差引取得価額×5%	539,000	311,700	0	0	0
償却率	0.142	0.142	0.000	0.000	0.000

前頁へ 次頁へ 前後のページに移動します。

減価償却額(又は合計額)の入力ができます。減価償却額の自動計算には対応していません。

データクリア 保存 キャンセル

この明細書は、減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の途中で事業の用に供したのものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載します。

別表十六（七） 少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

別表16(7) 少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

〔少額減価償却資産〕

資産の種類				
構造				
種目				
事業の用に供した年月				
取得価額又は製作価額				
圧縮記録積立金計上額				
差引取得価額				
資産の種類				
構造				
種目				
事業の用に供した年月				
取得価額又は製作価額				
圧縮記録積立金計上額				
差引取得価額				

平成18年4月1日以後に取得する少額減価償却資産については、取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る損金参入の特例は適用できませんので注意して下さい。

合計金額 0

OK キャンセル

▼ 少額減価償却資産

青色申告書を提出する中小企業者に該当する法人が事業の用に供した30万円未満の少額減価償却資産については、その取得価額の金額を損金経理したときは、その金額をその事業の用に供した事業年度の損金の額に算入できます。

事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円まで限度額となります。

中小企業者とは資本金又は出資金の額が1億円以下の法人ですが、その株式又は出資の総額の一定以上の割合を大規模法人に所有されている法人は除かれます。

別表十六（八）一括償却資産の損金参入に関する明細書

事業年度 自	H22.04.01	H23.04.01	当 期 分		
事業年度 迄	H23.03.31	H24.03.31			
取得価額の合計額	0	0	584,257	483,120	808,481
当期の月数	0	0	12	12	12
当期分の償却額	0	0	188,085	161,040	203,181
当期償却額	0	0	188,085	161,040	203,181
差引					
当期償却不足額	0	0	0	0	0
当期償却超過額	0	0	0	0	0
償却超過額					
前期繰越額	0	0	0	0	0
当期繰入金認額	0	0	0	0	0
繰上への繰替額	0	0	0	0	0

年月日データを入力する場合は H28.12.31 のように入力して下さい。

○ K キャンセル

▼ 一括償却資産

取得価額 10 万円以上 20 万円未満の資産です。個々の資産ごとに通常の償却計算を行うか、一括償却を行うかは任意です。期中の途中で取得・事業供用を行っても月割り計算は行いません。3 年間で償却して残存価額 0 円です。除却等をして処理は行いません。

■ 適用額明細書と入力用フォーム

■ 適用額明細書

法人税別表と租税特別措置法の区分	租税特別措置法の表示	租税特別措置法の条項	区分番号	適用金額
別表一（一）法人税の特別税率（普通法人）	42	の 3 の 2	1 1	00380 8,000,000
別表六（十二）中小企業者等が機械等を取得した場合	42	の 6	3	00043 184,000
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0

自動転記されていない租税特別措置法の適用額は、適用額明細書に直接入力してください。適用額明細書の添付がなかった場合または添付があっても内容の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされていますのでご注意ください。

【OK】 ボタンをクリックすると、法人税の適用額明細書に入力データが転記されます。

データクリア ○ K キャンセル

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載して法人税申告書に添付します。

「法人税関係特別措置」は、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特例控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額または所得の金額を減少させる規定等をいいます。

「適用額明細書」の添付がなかった場合または添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

「法人地方税申告書」メニューと入力用フォーム

「法人地方税申告書」のメニュー

法人県民税・事業税・法人市民税データの入力

「地方税・事業税の確定申告」の申告書と明細書を作成します。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度（令和2年9月30日決算）から法人事業税の税率、地方法人特別税の廃止から特別法人事業税の創設、法人都道府県民税の税率、法人市町村民の税率が改正されます。

■ 法人税地方税の所得金額と法人税額データの入力

所得金額・法人税額・従業員数のデータ	
[所得金額のデータ] 法人税額のデータ 事務所と事業所・従業員数 指定都市の均等割額	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(31))	11,828,019
加算	
損金算入の所得税額	0
損金算入の海外投資等損失準備金勘定繰入額	0
損金算入の技術等海外取引の特別控除額	0
減算	
益金算入の海外投資等損失準備金勘定繰入額	0
外国事業の所得以外に課された外国法人税額	0
前5年以内の繰越欠損金額・災害損失金額又は私財提供等があった場合の欠損金額の当期控除額	878,000
所得金額差引計	11,148,019
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(30))	11,148,019
利子割還付額の均等割への充當の希望	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

法人税の確定申告書からデータを転記します。

OK キャンセル

■ 法人地方税の計算

★ 第6号様式 都道府県民税・事業税・特別法人事業税の中間・確定申告書

所在地が東京特別区の法人は住民税・事業税の申告書は「第6号様式」を使用します。

★ 第6号様式別表4の3 均等割額の計算に関する明細書(東京都)

東京特別区(23区)に事務所、事業所等を有する法人が申告書を提出する場合に使用します。

★ 第6号様式別表9 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

過去9年以内に繰越控除を受けることができる欠損金額がある場合に使用します。

「控除未済欠損金」は過去10年以内に繰越控除を受けなかった欠損金額です。(前期の翌期繰越額)

「当期控除額」は当期の所得金額の範囲内で控除できる金額です。

★ 第10号様式 課税標準の分割に関する明細書(都道府県民税・事業税)

都道府県民税・事業税・特別法人事業税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。

★ 第20号様式 市町村民税の中間・確定申告書

所在地が東京特別区以外の法人(東京都下、道府県)の市町村民税は「第20号様式」を使用します。

市町村民税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。

「表示」メニューと表示と印刷用ワークシート

「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー 法人税申告書の別表1から別表16と適用額明細書



○別表一 各事業年度の所得に係る申告書 内国法人分

○別表一・次葉

OCR入力用

令和4年8月31日 税務署長宛

法人税申告書 別表一 各事業年度の所得に係る申告書 内国法人分

令和04年05月01日 事業年度分の法人税確定申告書
 令和05年04月30日 課税事業年度分の地方税法人税確定申告書

所得金額又は欠損金額 (税務「2202」)	60848148	法人税額 (140)-(141)-(142)	304258
法人税額の特別控除額 (2203)	13460736	法人税額の控除額 (143)	304258
所得控除額 (144)	103000	法人税額計 (140)-(141)-(142)+(143)	304258
控除額 (145)	13357736	控除額 (146)	13053400
法人税額計 (147)	13357736	課税事業年度の法人税額 (147)-(148)	6523800
控除額 (148)	13357000	控除額 (149)	6529600
控除額 (149)	1375771	控除額 (150)	13357000
控除額 (150)	1375771	控除額 (151)	293300
控除額 (151)	1375700	控除額 (152)	1082400
控除額 (152)	293300	控除額 (153)	040325
控除額 (153)	1082400	控除額 (154)	1000000
控除額 (154)		控除額 (155)	

事業年度の月数	12	事業年度	R4.05.01 R5.04.30	法人名	サンプルデータ12月決算	別表一 次葉
法人税額の計算						
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額	45	8,000,000	(45)の15%又は19%相当額	48	1,200,000	合五・四・一以後終了事業年度分
(1)と800万円(以下)のうち少ない金額						
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額	46		(46)の22%相当額	49		
その他の所得金額	47	52,848,000	(47)の19%又は23.2%相当額	50	12,260,736	
地方税法人税額の計算						
所得の金額に対する法人税額	55	13,357,000	(51)の10.3%相当額	57	1,375,771	
課税前保金額に対する法人税額	56		(52)の10.3%相当額	58		
この申告が修正申告である場合の計算						
法人税額	55		確定地方法人税額	58		
前送付金額	56		中間送付金額	59		
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額	57		欠損金の繰戻しによる前送付金額	60		
土地譲渡税額の内訳						
土地譲渡税額	62		土地譲渡税額	64		
外国税額の控除額の計						
外国税額	65		控除しきれなかった金額	67		

〇別表二 同族会社等の判定に関する明細書

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	R28.10.01 R29.09.30	法人名	サンプルデータ12月決算 株式会社	別表二
期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	平二九・四・一以後終了事業年度分又は連結事業年度分
(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	株式数等による判定	12	
株式数等による判定	3	(22)の上位1順位の議決権の数	13	
期末現在の議決権の総数	4	議決権の数による判定	14	
(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5	(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
議決権の数による判定	6	の社員の数による判定	16	
期末現在の社員の総数	7	特定同族会社の判定割合(1)(2)・(14)又は(16)のうち最も高い割合	17	
社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8	判定結果	18	
社員の数による判定	9	判定同族会社		
同族会社の判定割合(1)(3)・(5)又は(9)のうち最も高い割合	10	判定同族会社		

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者	判定基準となる株主等との統括	株式数又は出資の金額等	株式数又は出資の金額等
株主等	統括	株式数又は出資の金額	議決権の数	議決権の数
1	住所又は所在地氏名又は法人名	統括	19	20
	本人		21	22

注 0301-0200

〇別表四 所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

別注

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算	別表四(簡易様式)
区 分	①	留 保 金	②	社 外 流 出
当期利益又は当期欠損の額	1	配 当 金	③	1,000,000
当期中間分	2	その他	④	
期中中間分	3	その他	⑤	
期中中間分	4	その他	⑥	
期中中間分	5	その他	⑦	
期中中間分	6	その他	⑧	
期中中間分	7	その他	⑨	
期中中間分	8	その他	⑩	
期中中間分	9	その他	⑪	
期中中間分	10	その他	⑫	
期中中間分	11	その他	⑬	
期中中間分	12	その他	⑭	
期中中間分	13	その他	⑮	
期中中間分	14	その他	⑯	
期中中間分	15	その他	⑰	
期中中間分	16	その他	⑱	
期中中間分	17	その他	⑲	
期中中間分	18	その他	⑳	
期中中間分	19	その他	㉑	
期中中間分	20	その他	㉒	
期中中間分	21	その他	㉓	
期中中間分	22	その他	㉔	
期中中間分	23	その他	㉕	
期中中間分	24	その他	㉖	
期中中間分	25	その他	㉗	
期中中間分	26	その他	㉘	
期中中間分	27	その他	㉙	
期中中間分	28	その他	㉚	
期中中間分	29	その他	㉛	
期中中間分	30	その他	㉜	
期中中間分	31	その他	㉝	
期中中間分	32	その他	㉞	
期中中間分	33	その他	㉟	
期中中間分	34	その他	㊱	
期中中間分	35	その他	㊲	
期中中間分	36	その他	㊳	
期中中間分	37	その他	㊴	
期中中間分	38	その他	㊵	
期中中間分	39	その他	㊶	
期中中間分	40	その他	㊷	
期中中間分	41	その他	㊸	
期中中間分	42	その他	㊹	
期中中間分	43	その他	㊺	
期中中間分	44	その他	㊻	
期中中間分	45	その他	㊼	
期中中間分	46	その他	㊽	
期中中間分	47	その他	㊾	
期中中間分	48	その他	㊿	
期中中間分	49	その他	㊿	
期中中間分	50	その他	㊿	

注 0301-0200

〇別表五 (一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算	別表五(一)
区 分	①	増 減	②	差引翌期首現在利益積立金額
利益準備金	1	12,000,000	12,000,000	12,000,000
別途積立金	2	50,000,000	50,000,000	50,000,000
退職給付引当金	3	13,000,000	970,000	13,800,000
賞与引当金	4	3,500,000	4,000,000	4,000,000
一括償却資産	5	800,000	400,000	400,000
未収金	6	250,000	250,000	250,000
仮払金	7	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000
売上原価	8		△ 81,818	△ 81,818
繰越損益金(損は赤)	25	105,300,000	105,300,000	145,480,087
納税充当金	26	9,893,100	9,893,100	11,201,600
未納税	27	△ 6,739,000	△ 13,556,100	△ 6,817,100
法人	28			
人	29	△ 309,800	△ 437,300	△ 132,500
等	30	△ 744,700	△ 1,611,500	△ 357,400
差引合計額	31	186,849,600	103,658,200	228,759,669
区 分	①	増 減	②	差引翌期首現在資本金等の額
資本金又は出資金	32	50,000,000	50,000,000	50,000,000
資本準備金	33			
	34			
	35			
差引合計額	36	50,000,000		50,000,000

〇別表五 (二) 租税公課の納付状況等に関する明細書

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算	別表五(二)
税目及び事業年度	①	当期発生税額	②	期末現在未納税額
法人税	1			
法人税	2	6,739,000	6,739,000	
法人税	3	6,523,800	6,523,800	
法人税	4	6,609,000	6,609,000	
法人税	5	1,090,800	1,090,800	
法人税	6	6,739,000	14,517,800	6,739,000
法人税	7	309,800	309,800	
法人税	8	127,500	127,500	
法人税	9	69,900	69,900	
法人税	10	259,600	309,800	132,100
法人税	11	744,700	744,700	
法人税	12	866,800	866,800	
法人税	13	149,400	149,400	
法人税	14	6,609,000	6,609,000	
法人税	15	744,700	1,224,200	357,400
法人税	16			
法人税	17	2,099,600	2,099,600	
法人税	18	2,844,700	2,844,700	
法人税	19	4,944,300	2,099,600	2,844,700
法人税	20			
法人税	21			
法人税	22	31,650	31,650	
法人税	23	700,000	700,000	
法人税	24			
法人税	25			
法人税	26			
法人税	27	81,000	81,000	
法人税	28	304,258	304,258	
法人税	29			
納税充当金	30	9,893,100	9,893,100	
納税	31	11,201,600	11,201,600	
納税	32			
納税	33	11,201,600	11,201,600	
納税	34	7,793,500	7,793,500	
納税	35	2,099,600	2,099,600	
通算法人の通算税効果額又は道府県別課税額及び道府県別課税額等の発生状況等	36			
事業年度	42			
事業年度	43			
事業年度	44			
計	45			

○別表六（一） 所得税額の控除の控除に関する明細書

) 所得税額の控除の控除に関する明細書		事業年度	H28.10.01 H29.09.30	法人名	サンプル9月決算 株式会社	別表六(一)
区分	収入金額	①について課税される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額			
1						
2						
3						
4						
その他						
計						
別記	収入金額	所得税額	控除を受ける所得税額			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
その他に係る控除を受ける所得税額の明細						
支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考	
			20	21		
計						

○別表七（一） 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書		事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算	別表七(一)
控除前所得金額	1					
所得金額控除限度額	2					
控除後所得金額	3					
当期控除額	4					
前期繰越額	5					
当期控除額	6					
前期繰越額	7					
当期控除額	8					
前期繰越額	9					
当期控除額	10					
前期繰越額	11					
当期控除額	12					
前期繰越額	13					
当期控除額	14					
前期繰越額	15					
当期控除額	16					
前期繰越額	17					
当期控除額	18					
前期繰越額	19					
当期控除額	20					
前期繰越額	21					
当期控除額	22					
前期繰越額	23					
当期控除額	24					
前期繰越額	25					
当期控除額	26					
前期繰越額	27					
当期控除額	28					
前期繰越額	29					
当期控除額	30					
前期繰越額	31					
当期控除額	32					
前期繰越額	33					
当期控除額	34					
前期繰越額	35					
当期控除額	36					
前期繰越額	37					
当期控除額	38					
前期繰越額	39					
当期控除額	40					
前期繰越額	41					
当期控除額	42					
前期繰越額	43					
当期控除額	44					
前期繰越額	45					
当期控除額	46					
前期繰越額	47					
当期控除額	48					
前期繰越額	49					
当期控除額	50					
前期繰越額	51					
当期控除額	52					
前期繰越額	53					
当期控除額	54					
前期繰越額	55					
当期控除額	56					
前期繰越額	57					
当期控除額	58					
前期繰越額	59					
当期控除額	60					
前期繰越額	61					
当期控除額	62					
前期繰越額	63					
当期控除額	64					
前期繰越額	65					
当期控除額	66					
前期繰越額	67					
当期控除額	68					
前期繰越額	69					
当期控除額	70					
前期繰越額	71					
当期控除額	72					
前期繰越額	73					
当期控除額	74					
前期繰越額	75					
当期控除額	76					
前期繰越額	77					
当期控除額	78					
前期繰越額	79					
当期控除額	80					
前期繰越額	81					
当期控除額	82					
前期繰越額	83					
当期控除額	84					
前期繰越額	85					
当期控除額	86					
前期繰越額	87					
当期控除額	88					
前期繰越額	89					
当期控除額	90					
前期繰越額	91					
当期控除額	92					
前期繰越額	93					
当期控除額	94					
前期繰越額	95					
当期控除額	96					
前期繰越額	97					
当期控除額	98					
前期繰越額	99					
当期控除額	100					

○別表八（一） 受取配当等の益金不算入に関する明細書

受取配当等の益金不算入に関する明細書		事業年度	R4.05.01 R5.04.30	法人名	サンプルデータ12月決算	別表八(一)
完全子法人株式等に係る受取配当等の額	1	100,000	非支配目的株式等に係る受取配当等の金額	4	140,000	
関連法人株式等の受取配当等の金額	2	125,000	受取配当等の益金不算入額	5	253,000	
その他株式等に係る受取配当等の金額	3					
受取配当等の額の明細						
法人名	6					
本店の所在地	7					
受取配当等の額の計算期間	8					
受取配当等の額	9	100,000			100,000	
法人名	10					
本店の所在地	11					
受取配当等の額の計算期間	12					
保有割合	13					
受取配当等の額	14	125,000			125,000	
同上のうち益金に算入される金額	15					
益金不算入の対象となる金額	16	125,000			125,000	
株式の不渡用の場合又は別表八(一)付表二(1)に「注」の適用がある場合	17					
株式の不渡用の場合又は別表八(一)付表二(1)に「注」の適用がある場合	18					
株式の不渡用の場合又は別表八(一)付表二(1)に「注」の適用がある場合	19					
受取配当等の額	20					
法人名	21					
本店の所在地	22					
保有割合	23					
受取配当等の額	24					
同上のうち益金に算入される金額	25					
益金不算入の対象となる金額	26					
法人名又は銘柄	27					
本店の所在地	28					
基準日	29					
保有割合	30					
受取配当等の額	31	90,000	70,000		160,000	
同上のうち益金に算入される金額	32		20,000		20,000	
益金不算入の対象となる金額	33	90,000	50,000		140,000	
支払利息等の額の明細						
超過利息額の損金算入額	34					
支払利息等の額の合計額	35					
超過利息額の損金算入額	36					
支払利息等の額の合計額	37					
超過利息額の損金算入額	38					
支払利息等の額の合計額	39					
超過利息額の損金算入額	40					
支払利息等の額の合計額	41					
超過利息額の損金算入額	42					
支払利息等の額の合計額	43					
超過利息額の損金算入額	44					
支払利息等の額の合計額	45					
超過利息額の損金算入額	46					
支払利息等の額の合計額	47					
超過利息額の損金算入額	48					
支払利息等の額の合計額	49					
超過利息額の損金算入額	50					
支払利息等の額の合計額	51					
超過利息額の損金算入額	52					
支払利息等の額の合計額	53					
超過利息額の損金算入額	54					
支払利息等の額の合計額	55					
超過利息額の損金算入額	56					
支払利息等の額の合計額	57					
超過利息額の損金算入額	58					
支払利息等の額の合計額	59					
超過利息額の損金算入額	60					
支払利息等の額の合計額	61					
超過利息額の損金算入額	62					
支払利息等の額の合計額	63					
超過利息額の損金算入額	64					
支払利息等の額の合計額	65					
超過利息額の損金算入額	66					
支払利息等の額の合計額	67					
超過利息額の損金算入額	68					
支払利息等の額の合計額	69					
超過利息額の損金算入額	70					
支払利息等の額の合計額	71					
超過利息額の損金算入額	72					
支払利息等の額の合計額	73					
超過利息額の損金算入額	74					
支払利息等の額の合計額	75					
超過利息額の損金算入額	76					
支払利息等の額の合計額	77					
超過利息額の損金算入額	78					
支払利息等の額の合計額	79					
超過利息額の損金算入額	80					
支払利息等の額の合計額	81					
超過利息額の損金算入額	82					
支払利息等の額の合計額	83					
超過利息額の損金算入額	84					
支払利息等の額の合計額	85					
超過利息額の損金算入額	86					
支払利息等の額の合計額	87					
超過利息額の損金算入額	88					
支払利息等の額の合計額	89					
超過利息額の損金算入額	90					
支払利息等の額の合計額	91					
超過利息額の損金算入額	92					
支払利息等の額の合計額	93					
超過利息額の損金算入額	94					
支払利息等の額の合計額	95					
超過利息額の損金算入額	96					
支払利息等の額の合計額	97					
超過利息額の損金算入額	98				</	

〇別表十六（二） 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	R01.01.01 R01.12.31	法人名	サンプル12月決算 株式会社	別表十六(二) 平成三十一年・四一以後終了事業年度又は連結事業年度分
種別	1	建物				
取得	2	事務所				
区別	3					
取得年月日	4	H18.05.23	H24.09.12	H19.04.13		
事業の用に供した年月日	5	H18.05	H24.09	H19.04		
耐用年数	6	34	17	8		
取得価額又は製作価額	7	42,560,000	20,872,000	3,000,000	66,432,000	
法人税法の圧縮記載による積立金計上額	8					
差引改定帳簿価額(5)-(6)	9	42,560,000	20,872,000	3,000,000	66,432,000	
前期からの繰り越した償却超過額	10					
前期からの繰り越した償却不足額	11					
償却額	12					
償却率	13	30,231,040	20,153,656	750,000	51,134,696	
償却金に計上した当期償却額	14	1,149,120	718,344	375,000	2,242,464	
前期から繰り越した償却超過額	15					
前期から繰り越した償却不足額	16	31,380,160	20,872,000	1,125,000	53,377,160	
繰上償却額	17	4,256,000			4,256,000	
繰下償却額	18	2,128,000			2,128,000	
旧定率法の償却計算の基本となる金額(10)-(11)	19	38,304,000		3,000,000	41,304,000	
旧定率法の償却率	20	0.030		0.125		
算出償却額	21	1,149,120		375,000	1,524,120	
償却率	22					
償却率	23	1,149,120		375,000	1,524,120	
償却率	24					
償却率	25		20,872,000		20,872,000	
償却率	26					
償却率	27		718,344		718,344	
償却率	28					
償却率	29					
償却率	30		718,344		718,344	
償却率	31					
償却率	32	1,149,120	718,344	375,000	2,242,464	
償却率	33					
償却率	34					
償却率	35	1,149,120	718,344	375,000	2,242,464	
償却率	36					
償却率	37					
償却率	38					
償却率	39					
償却率	40					
償却率	41					
償却率	42					
償却率	43					
償却率	44					
償却率	45					
償却率	46					
償却率	47					
償却率	48					
償却率	49					
償却率	50					
償却率	51					
償却率	52					
償却率	53					
償却率	54					
償却率	55					
償却率	56					
償却率	57					
償却率	58					
償却率	59					
償却率	60					
償却率	61					
償却率	62					
償却率	63					
償却率	64					
償却率	65					
償却率	66					
償却率	67					
償却率	68					
償却率	69					
償却率	70					
償却率	71					
償却率	72					
償却率	73					
償却率	74					
償却率	75					
償却率	76					
償却率	77					
償却率	78					
償却率	79					
償却率	80					
償却率	81					
償却率	82					
償却率	83					
償却率	84					
償却率	85					
償却率	86					
償却率	87					
償却率	88					
償却率	89					
償却率	90					
償却率	91					
償却率	92					
償却率	93					
償却率	94					
償却率	95					
償却率	96					
償却率	97					
償却率	98					
償却率	99					
償却率	100					
償却率	101					
償却率	102					
償却率	103					
償却率	104					
償却率	105					
償却率	106					
償却率	107					
償却率	108					
償却率	109					
償却率	110					
償却率	111					
償却率	112					
償却率	113					
償却率	114					
償却率	115					
償却率	116					
償却率	117					
償却率	118					
償却率	119					
償却率	120					
償却率	121					
償却率	122					
償却率	123					
償却率	124					
償却率	125					
償却率	126					
償却率	127					
償却率	128					
償却率	129					
償却率	130					
償却率	131					
償却率	132					
償却率	133					
償却率	134					
償却率	135					
償却率	136					
償却率	137					
償却率	138					
償却率	139					
償却率	140					
償却率	141					
償却率	142					
償却率	143					
償却率	144					
償却率	145					
償却率	146					
償却率	147					
償却率	148					
償却率	149					
償却率	150					
償却率	151					
償却率	152					
償却率	153					
償却率	154					
償却率	155					
償却率	156					
償却率	157					
償却率	158					
償却率	159					
償却率	160					
償却率	161					
償却率	162					
償却率	163					
償却率	164					
償却率	165					
償却率	166					
償却率	167					
償却率	168					
償却率	169					
償却率	170					
償却率	171					
償却率	172					
償却率	173					
償却率	174					
償却率	175					
償却率	176					
償却率	177					
償却率	178					
償却率	179					
償却率	180					
償却率	181					
償却率	182					
償却率	183					
償却率	184					
償却率	185					
償却率	186					
償却率	187					
償却率	188					
償却率	189					
償却率	190					
償却率	191					
償却率	192					
償却率	193					
償却率	194					
償却率	195					
償却率	196					
償却率	197					
償却率	198					
償却率	199					
償却率	200					
償却率	201					
償却率	202					
償却率	203					
償却率	204					
償却率	205					
償却率	206					
償却率	207					
償却率	208					
償却率	209					
償却率	210					
償却率	211					
償却率	212					
償却率	213					
償却率	214					
償却率	215					
償却率	216					
償却率	217					
償却率	218					
償却率	219					
償却率	220					
償却率	221					
償却率	222					
償却率	223					
償却率	224					
償却率	225					
償却率	226					
償却率	227					
償却率	228					
償却率	229					
償却率	230					
償却率	231					
償却率	232					
償却率	233					</

■ 「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー 租税特別措置法による法人税の税額控除の明細書

法人税確定申告書

法人税申告書 別表1から別表16 | 法人税申告書 特別控除の明細書 | 地方税申告書 第6号から第22号 | 納付税額の計算表・納付書

法人税確定申告書 表示データの選択

別表一	各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分
別表一次葉	各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分 (次葉)
別表一(二)	各事業年度の所得に係る申告書-外国法人の分
別表一(二)次葉	各事業年度の所得に係る申告書-外国法人の分 (次葉)
別表六(二)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書
別表六(二の二)	当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書
別表六(三)	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書
別表六(六)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書
別表六(六)	付表 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する
別表六(七)	特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書
別表六(十)	中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(十一)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売
別表六(十二)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における基準年度比売上金額減少割合及
別表六(十三)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における基準年度比合算売上金額減少割
別表六(十七)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(二十六)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
別表六(二十六)	付表一 給与等支給額及び比較教育訓練費の額の計算に関する明細書
別表六(二十六)	付表二 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇員給与等

法人税額の特別控除の明細書と特別償却の付表は、入力フォームからのデータの入力できません。明細書と付表のシートに移動して「シート編集」ボタンから直接データを入力してください。

法人税額の特別控除の明細書については、国税庁ホームページで新様式が公開されてからバージョンアップで対応します。法人税額の特別控除の新様式に対応した適用額明細書の租税特別措置法の条項と区分番号についてもバージョンアップで対応します。それまでは、別表六(二)から別表六(三十一)は使用できません。

O K キャンセル

- ※ 法人税額の特別控除の明細書は、ユーザー様からのご要望によりバージョンアップで対応することがあります。
- ※ 適用額明細書は、国税庁ホームページで法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が公開されてから対応になります。

法人税確定申告書

法人税申告書 別表1から別表16 | 法人税申告書 特別控除の明細書 | 地方税申告書 第6号から第22号 | 納付税額の計算表・納付書 |

法人地方税申告書 表示データの選択

第六号様式 【分割無】 都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書
 【分割1】 都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書
 【分割2】 都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書
 第六号様式別表四の三 均等割額等の計算に関する明細書(東京都)
 第六号様式別表九 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
 第十号様式 課税標準の分割に関する明細書(都道府県民税・事業税)

第二十号様式 【分割無】 市町村民税の確定申告書
 【分割1】 市町村民税の確定申告書
 【分割2】 市町村民税の確定申告書
 【分割3】 市町村民税の確定申告書
 第二十二号の二様式 課税標準の分割に関する明細書(市町村民税)

法人事業税・特別法人事業税の課税標準分割税額計算書
 法人都道府県民税の課税標準分割税額計算書
 法人市町村民税の課税標準分割税額計算書

事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税の課税標準の分割計算がない場合は、第六号様式と第二十号様式は「分割無」を選択してください。

○ K キャンセル

○ 第六号様式 都道府県民税・事業税の申告書

第六号様式 都道府県民税・事業税の申告書

所在地 神奈川県横浜市中区 法人番号 1234567890123 事業種目 ソフト販売

法人名 サンプル12月決算 株式会社 代表取締役 伊藤 芳子

事業年度 平成31年1月1日から平成31年12月31日まで

摘要	課税標準	税率	税額
所得金額総額	9,827,077		1,623,864
年400万円以下の金額	4,000,000	3.400	136,000
年400万円を超え年800万円以下の金額	4,000,000	5.100	204,000
年800万円を超え年1,000万円以下の金額	1,827,000	6.700	122,400
計	9,827,000		462,400
軽減税率不適用法人の金額			51,936
合計事業税額	462,400		462,400
合計地方法人特別税額	199,700		199,700
合計地方税額	662,100		662,100
法人税の明細書別表四(42)	11,227,077		1,400,000
法人税の申告書の種別			9,827,077

○ 第六号様式別表十四 基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

第六号様式別表十四 基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

法人名 サンプル12月決算 株式会社

事業年度 平成31年1月1日から平成31年12月31日まで

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

摘要	所得割の課税標準	税率	基準法人所得割額
所得金額総額	9,827,077		
年400万円以下の金額	4,000,000	3.400	136,000
年400万円を超え年800万円以下の金額	4,000,000	5.100	204,000
年800万円を超え年1,000万円以下の金額	1,827,000	6.700	122,400
計	9,827,000		462,400

2. 基準法人収入割額の計算

摘要	収入割の課税標準	税率	基準法人収入割額
収入金額総額			
収入金額			

納付税額計算書と法人税の領収済通知書、地方法人税の領収済証

法人税確定申告書

法人税申告書 別表16 | 法人税申告書 特別控除の明細書 | 地方税申告書 第6号から第22号 [納付税額の計算表・納付書]

法人の地方税額データ

法人の消費税額データ

納付税額計算表の表示

法人税・地方税納付書

○ K キャンセル

法人の消費税額のデータは
直接入力してください。

○ 納付税額計算書

納付税額計算表		事業年度	R4.04.01 R5.03.31	法人名	サンプルデータ12月決算
		事業年度の月数	12		
	申告税額	中間納付税額	納付税額	中間納付見込額	
法人税	法人税額	13,133,700	6,523,800	6,609,900	
	所得税額等の還付金額				
	法人税額	13,133,700	6,523,800	6,609,900	6,566,800
地方法人税額	1,384,100	293,300	1,090,800	692,000	
小計	14,517,800	6,817,100	7,700,700	7,258,800	
法人事業税・都道府県民税	事業税額	4,274,600	2,019,000	2,255,600	2,137,300
	特別法人事業税	1,581,500	825,700	755,800	790,700
	都道府県民税・法人税割額	134,600	65,000	69,600	67,300
	都道府県民税・均等割税額	125,000	62,500	62,500	62,500
	小計	6,115,700	2,972,200	3,143,500	3,057,800
法人市町村民税	市町村民税・法人税割額	808,200	658,800	149,400	404,100
	市町村民税・均等割税額	416,000	208,000	208,000	208,000
	小計	1,224,200	866,800	357,400	612,100
納付税額小計	21,857,700	10,656,100	11,201,600	10,928,700	
消費税額					
納付税額合計	21,857,700	10,656,100	11,201,600	10,928,700	

○ 法人税の領収済通知書と地方税の領収済証

国税庁(納付書) 領収済通知書

32618 04 030

法人税

本税 6609900

重加算税

納付税額 6609900

納期区分 040401

050331

サンプルデータ12月決算

業(期中)

国税庁(納付書) 領収済通知書

32618 04 040

地方法人税

本税 1090800

重加算税

納付税額 1090800

納期区分 040401

050331

サンプルデータ12月決算

業(期中)

法人 特別法人等 税額 収 証 書 (公)

日 簿 番 号 加 入 者

サンプルデータ12月決算

年度	特 殊 理 事 項	法人番号
04		
事業年度又は経過事業年度 申 告 区 分		
04・4・1	05・3・31	申 告 区 分
法人税割額	0.1	6 9 6 0 0
均等割額	0.2	6 2 5 0 0
延滞金	0.3	
非 (01~03)	0.4	
所得割額	0.5	1 3 2 1 0 0
付加価値割額	0.6	2 2 5 5 6 0 0
資本割額	0.7	
収入割額	0.8	
特別加入	0.9	7 5 5 8 0 0
特別加入	1.0	3 0 1 1 4 0 0
延滞金	1.1	
基本申告金	1.2	
不申告加算金	1.3	
加算金	1.4	
計	1.5	3 0 1 1 4 0 0
合計額	1.6	¥ 3 1 4 3 5 0 0

納期限 年 月 日 額 取 日 付 印

課税事務所 額 取 日 付 印

上記のとおり額収しました。(納税者様)

法人市町村民税額収証書 (公)

日 簿 番 号 加 入 者

サンプルデータ12月決算

年度	特 殊 理 事 項	法人番号
04		
事業年度又は経過事業年度 申 告 区 分		
04・4・1	05・3・31	申 告 区 分
法人税割額	0.1	1 4 9 4 0 0
均等割額	0.2	2 0 8 0 0 0
延滞金	0.3	
督促手数料	0.4	
合計額	0.5	¥ 3 5 7 4 0 0

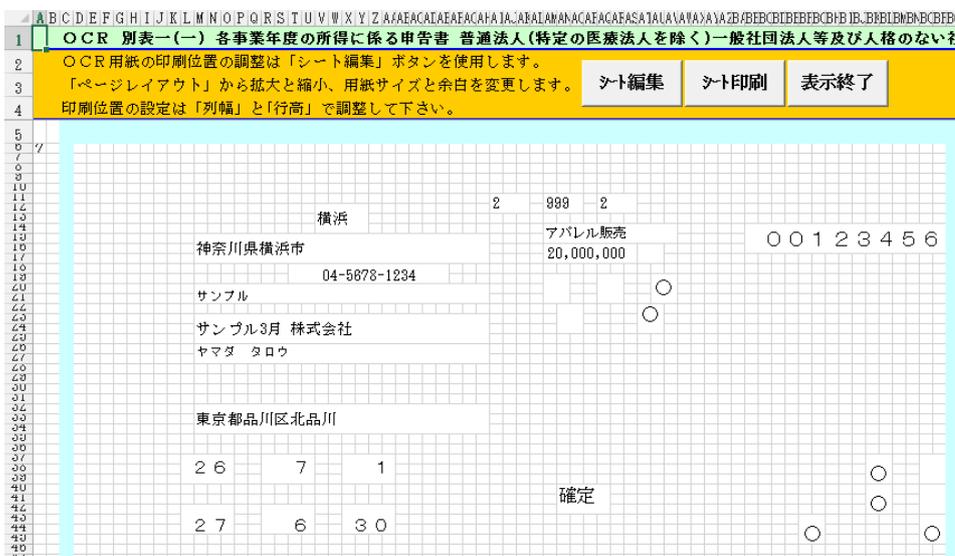
納期限 年 月 日 額 取 日 付 印

上記のとおり額収しました。

■ OCR 用法人税確定申告書への印刷位置の設定



税務署から配布される OCR 用法人税確定申告書への印刷位置を調整する場合には、「印刷」の「別表1(1)」メニューから印刷位置を調整する法人税確定申告書を選択します。



法人税確定申告書の印刷用シートに移動して「シート編集」ボタンをクリックすると、シートの保護が解除されて申告書データの印刷セルの移動と、行高と列幅の拡大と縮小ができます。